

平成21年度徳島県立中学校生徒募集選抜要項

1 募集

(1) 実施校

徳島県立城ノ内中学校及び徳島県立川島中学校で実施する。

(2) 募集定員

徳島県立中学校（以下「県立中学校」という。）の募集定員は次のとおりとする。

徳島県立城ノ内中学校 120名

徳島県立川島中学校 80名

(3) 出願資格

県立中学校に入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次のア又はイに該当する者とする。

ア 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）の現住所が徳島県内にあり、平成21年3月に小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校」という。）を卒業する見込みの者

イ 特別な事情があり、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が出願を許可した者

(4) 通学区域

県立中学校の通学区域は、県内全域とする。

2 出願

(1) 出願の制限

志願者が出願できる県立中学校は、1校のみとする。

(2) 受付期間及び方法

ア 入学願書等の受付期間は、平成20年12月7日(日)から12月9日(火)までとする。

なお、受付時間は午前9時から午後5時までとし、最終日に限り正午までとする。

イ 出願は、保護者が、志願先県立中学校長に直接行うものとする。なお、郵送により出願する場合は、書留速達・親展で、12月9日(火)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

(3) 提出書類等

【全ての志願者が提出するもの】

ア 入学願書 イ 受検票 ウ 調査書 エ 選抜結果通知用封筒

【該当する志願者のみが提出するもの】

オ 受検票送付用封筒 カ 特別措置願 キ 徳島県立中学校入学志願許可書

(4) 提出先

徳島県立城ノ内中学校・高等学校

徳島市北田宮1丁目9番30号

電話 (088) 632-3712

徳島県立川島中学校・高等学校

吉野川市川島町桑村字岡山367番地の3

電話 (0883) 25-2824

(5) 書類等の作成

ア 入学願書(様式1)

(ア) 入学考査料として徳島県収入証紙(2,200円)を貼付する。

なお、納入した入学考査料は、いかなる場合も返還しない。

(イ) 出願前3か月以内に撮影した志願者の顔写真(縦4cm×横3cm)を貼付する。

イ 受検票(様式2)

入学願書に貼付したものと同一写真を貼付する。

ウ 調査書(様式3)

在籍する小学校の校長(以下「小学校長」という。)が作成し、厳封したものを開封せずに提出する。

エ 選抜結果通知用封筒(様式4)

選抜結果通知用封筒には、290円切手を貼付する。ただし、県外に通知する場合は、速達料金を含め、560円切手を貼付する。

オ 受検票送付用封筒

郵送により出願する場合にのみ必要。定形封筒[長形3号235mm×120mm]に宛先を書き、簡易書留として430円切手を貼付する。

カ 特別措置願(様式5)

該当する志願者のみが作成する。

キ 徳島県立中学校入学志願許可書

該当する志願者に対して、教育委員会が交付したものを提出する。

※ 郵便切手に関しては、料金改定があった場合は、改定後の料金の切手を貼付すること。

(6) 受検票の交付

各県立中学校長は、入学願書等を受理した後、直ちに志願者に受検票を交付する。

郵送による出願の場合は、受検票送付用封筒により郵送する。

なお、志願者は検査当日、受検票を持参しなければならない。

(7) 障害のある志願者等に対する配慮

適性検査及び面接を受検するに当たって、障害や病気等により配慮を必要とする場合、保護者は志願先県立中学校長に特別措置願（様式5）を提出しなければならない。

出願後に生じた障害や病気等により配慮が必要になった場合は、保護者は速やかに志願先県立中学校長に連絡し、協議しなければならない。

(8) 県外からの出願

保護者と共に県内に転住することが明らかである場合や、外国において、学校教育における6年の課程を修了又は修了する見込みのある場合など、特別な事情がある者は、出願に先立って、教育委員会の許可を受け、徳島県立中学校入学志願許可書の交付を受けなければならない。

3 検査の実施

(1) 実施日及び会場

平成21年1月10日（土）に、志願先県立中学校・高等学校で実施する。

ただし、志願者数によっては、他の会場でも実施する場合がある。

(2) 日程

受 付	8時30分～ 9時20分
点呼・注意	9時30分～ 9時45分
検 査 I	10時00分～10時45分
検 査 II	11時15分～12時00分
面 接	13時00分～

(3) 検査内容及び方法

ア 適性検査

自己の考えや意見を表現する力や、課題を発見し、追究し、解決する力など、小学校教育において身に付けた多様な力をみるために、次の検査を行う。

(ア) 検査 I

聞き取った内容や資料等から読み取った内容について、自己の考えをまとめ、文章で表現する。

(イ) 検査 II

生活に関連する事柄等について、課題を見だし、多様な解決方法を考え、その解決を図る。

イ 面接

個人面接又は集団面接のいずれかを実施する。

4 選抜の方法

- (1) 各県立中学校長は、調査書、適性検査の成績及び面接の結果を資料として、総合的に選抜する。
- (2) 各県立中学校長は、入学辞退者が生じた場合に備えて、一定数の者を繰上合格候補者として決定する。

5 選抜結果の通知

各県立中学校長は、選抜の結果を、受検者には平成21年1月17日（土）に、小学校長には平成21年1月19日（月）に、それぞれ配達記録郵便によって通知する。

なお、電話等による問い合わせについては応じない。

6 入学予定者の手続き

(1) 入学確約書（様式6）の提出

ア 入学確約書の受付期間は、平成21年1月19日（月）から1月21日（水）までとする。なお、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

イ 入学確約書は、保護者が志願先県立中学校長に直接提出しなければならない。

ウ 各県立中学校長は、入学確約書を提出した保護者に対して、入学予定者証明書（様式7）を交付する。

(2) 市町村教育委員会への届出

入学確約書を提出した保護者は、志願先県立中学校長が交付する入学予定者証明書を添えて、入学予定者が志願先県立中学校に就学する旨を、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会に、速やかに届け出なければならない。

(3) その他

入学予定者が保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学を辞退しようとする場合、その保護者は速やかに入学辞退届（様式8）を志願先県立中学校長に提出しなければならない。

7 繰上合格者の決定

(1) 繰上合格者の決定

選抜結果の通知後に入学辞退者が生じた場合は、繰上合格候補者に入学の意思を確認した上で、繰上合格者を決定する。

(2) 繰上合格者決定の時期

繰上合格者を決定する時期は、平成21年2月2日（月）までとする。

8 海外帰国児童等の選抜

海外帰国児童等の選抜については、教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

9 適性検査の得点の開示

受検者は、選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 受付期間・受付時間

受付期間は、平成21年1月19日（月）から2月17日（火）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び2月5日（木）を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 開示の内容

開示の対象となる個人情報の内容は、適性検査の得点とする。

(3) 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、志願先県立中学校で行うものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。